

令和3年12月20日

令和3年3月31日、岐阜県海津市において、酒気帯び運転により事故を引き起こした保安基準緩和認定自動車について、認定の取消処分を行いました。

中部運輸局では、道路運送車両の保安基準の緩和認定に係る行政処分を下記のとおり行いました。

記

- 1 処分対象事業者及び営業所名  
大橋運輸 有限会社  
本社営業所（福井県福井市小稲津町39-71）
- 2 行政処分内容  
保安基準緩和認定の取消
- 3 処分対象自動車  
自動車登録番号 福井100か2970  
車体の形状 トラクタ
- 4 処分年月日  
令和3年12月20日
- 5 違反の内容  
(1) 基準緩和の認定の際に付された条件及び制限事項違反。  
(運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること)  
(2) 酒気帯び運転(道路交通法第65条1項違反)により事故を惹起した。

連絡先  
中部運輸局自動車技術安全部技術課  
加藤、伊藤  
Tel. 052-952-8043